住所　東京都小平市美園町２丁目２番８―304号
　王有為　昭和58年８月23日生
住所　徳島市昭和町４丁目27番地
　金奈美　昭和62年７月22日生
住所　名古屋市中川区柳川町４番28号
　ケヴィン・ルッリーアナ・フィトリアナ　昭和59年６月29日生
住所　千葉市花見川区瑞穂１丁目６番地７
　李実恵　平成元年12月29日生
住所　大阪府羽曳野市西浦４丁目714番地12
　楊潔　昭和42年12月16日生
住所　千葉県船橋市芝山５丁目24番19号
　張丈紀　昭和24年６月22日生
　張貴志　昭和53年２月28日生
　張明子　昭和58年11月３日生
住所　千葉県船橋市東中山１丁目13番22号
　崔敬浩　昭和55年１月20日生
住所　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１番地
　卞直美　昭和44年６月20日生
住所　千葉県市川市八幡４丁目９番16号
　高英順　昭和22年12月24日生
住所　山口県下関市新地町２番28―304号
　崔成臣　昭和63年７月21日生
住所　石川県金沢市沖町ロ22番地１
　崔寅基　昭和49年４月24日生
住所　札幌市豊平区平岸４条17丁目２番12号
　李幸恵　昭和60年11月13日生
住所　東京都大田区東矢口２丁目18番２号
　任紗織　昭和63年４月７日生
住所　東京都渋谷区本町１丁目18番３号
　李相毅　平成２年１月30日生
住所　山口県宇部市大字小串90番地１
　李仁炫　平成２年９月24日生
住所　栃木県小山市大字神鳥谷1040番地10
　蔡敬博　昭和52年９月25日生
住所　東京都大田区大森東４丁目14番２号
　朴温子　昭和61年４月20日生
住所　北九州市小倉北区大畠１丁目５番５号
　卓輝和　昭和55年６月28日生
住所　鳥取県米子市東福原３丁目９番35―501号
　趙勇済　昭和29年６月１日生
　金真砂美　昭和33年２月28日生
　趙明徳　平成８年６月24日生
住所　山口県下関市川中豊町７丁目８番20号
　趙勇徳　平成５年９月７日生
住所　東京都八王子市川口町1979番地６
　康寛雄　昭和53年９月12日生
住所　埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目25番11号
　劉忠彰　昭和52年６月16日生
住所　奈良県大和郡山市九条平野町３番26号
　金真有　昭和57年５月９日生
住所　奈良県生駒市西松ヶ丘11番37―307号
　陳隆資　昭和43年８月24日生
　高貴美子　昭和49年12月16日生
　陳壯太　平成14年６月28日生
　陳琉聖　平成16年11月26日生
住所　山口市小郡下郷1034番地１
　姜英一　昭和56年９月28日生
住所　横浜市緑区東本郷５丁目21番12号
　金栄姫　昭和23年７月13日生
住所　横浜市中区本牧間門27番47号
　申清　昭和17年10月22日生
　金永順　昭和20年10月７日生
住所　富山市安養坊669番地７
　金紐子　昭和６年３月15日生
住所　富山市五福5202番地５
　金博明　昭和26年10月10日生
住所　堺市北区中百舌鳥町２丁93番地
　崔悟子　昭和45年７月15日生
住所　大阪府東大阪市中小阪４丁目１番14号
　康愛華　昭和58年７月10日生
住所　大阪市東成区中本１丁目５番11号
　文智香　昭和52年２月７日生
　高紬大　平成19年４月15日生
　高麻衣　平成21年３月19日生

○外務省告示第三十六号

平成二十六年一月十五日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

２　贈与額　三億円

３　署名者

日本側　木原誠二外務大臣政務官
モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

平成二十六年二月三日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第四号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月三日

国税庁長官　稲垣　光隆

別表特定非営利活動法人江戸城再建を目指す会の項中「特定非営利活動法人江戸城再建を目指す会」を「特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会」に改め、同表特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会の項中「特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会」を「特定非営利活動法人国連ウィメンジャパン日本協会」に改める。

○厚生労働省告示第二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第33部として次のように加える。

第33部　追　補　㉙

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（へ）		
ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ５mL「ニプロ」	50単位５mL１筒	147
ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ10mL「ニプロ」	100単位10mL１筒	147
ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ５mL「ニプロ」	500単位５mL１筒	169
ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ10mL「ニプロ」	1,000単位10mL１筒	182
後発 ヘパリンナトリウム注１万単位／10mL「ニプロ」	10,000単位10mL１瓶	428
後発 ヘパリンナトリウム注５万単位／50mL「ニプロ」	50,000単位50mL１瓶	1,687

外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（れ）		
レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」	0.5%１mL	84.60